

第30回全国消防操法大会の質疑について

1	ホース
市販されているホースで袴がないものがあるが、使用しても良いか？まだ全国出場隊ではないが、消防団から問い合わせがあった。	
操法審査要綱6使用消防機械器具(2)ホースの合致する消防用ホースであれば使用可能と考えるが、全国大会で使用する場合には、写真付きで質疑としてご提出をお願いいたします。	
2	ホース
P11 2機材のセッティング(ポンプ車)(2)6本を1列に並べ、(3)6本のうち2本を椅子等の上に置くことができると、記載があるが、1本を椅子の上に置くことができるのか？	
第29回大会質疑No.51に、次の対応のいずれかが認められるか。その優先順位はあるか。との質疑があり、回答としては、優先順位はありませんと出ています。また、(4)右側ボックス型椅子の手摺を取り外し、ボックス型椅子の上に6本のうち1本を乗せることを否定するものではないので、1本のみ乗せても良い。	
3	ホース
第3ホースの余裕ホースに「よじれ」が発生した場合、減点するのか？	
操法実施要領の例図にあるよじれ(渦状、キンク、一回転以上)があれば減点対象となる。	
4	小型ポンプ1番員
小型ポンプの筒先員交代で、全国では最後にズリズリと左足をずらして基本注水姿勢を取っている。〇〇県では、まず先に左足を入れる動作をしているが、先に左足を入れる動作をした場合、減点となるのか？	
操法実施要領どおりとする。	
5	ホース
結合するホースが離れている場合、移動してめす金具を取りに行くが、その際の節度を〇〇県ではありとしている。めす金具を取った後は両手での動作になるので節度はいらないと考えるが、全国ではどのような扱いになっているか？	
節度なしで良いとするが、2審査細目⑩のとおりとする。	
6	ホース
第1ホース、第2ホースのよじれを修正する際、〇〇県では節度なしで修正してよいとしている。全国では節度を必要としているか？	
節度なしで良いとする。	

第30回全国消防操法大会の質疑について

<p>7 筒先、控え綱</p> <p>筒先の背負い紐の端末調整によって、ぶらぶらする場合、テープで止めてよいか？色がついているテープは目印とみなされるのでだめだと思うが、同色のテープならよいか？</p> <p>また、吸管の控え綱の端末にも、同色のテープを巻いて分かりやすくすることは許されるのか？</p> <p>小型の筒先きの置き方は、スタートと収納時で、同じ形で置かないといけないのか？それとも正しい置き方なら違ってもよいか？</p> <ul style="list-style-type: none">・筒先背負い紐は、固定テープは同じ色とするが、必要最低限のテープ固定とすること・控え綱の端末処理は、分かりやすく＝目印となれば使用不可とする。・P34、2（6）左右対象であればとの記載あり。実施要領で認められる形状であれば良い。
<p>8 伝達</p> <p>伝令について</p> <ul style="list-style-type: none">・伝令員はホースラインに沿って伝令位置に向かうが、ホースラインをそれた場合、どのように伝令を行うのか？・ホースラインを無視して伝令位置に至った場合、だれが減点となるか？・相対とは、正面でなくてもよいと理解しているが、それでもよいか？・小型3番員、ポンプ4番員については、火点に向かって姿勢を正しとなっているので、伝令員のほうを向くことができないと思うが、ホースラインがそれた場合、伝令員は4番員に対して体を向けて伝令するのか？または顔だけ向けるのか？機関員側を向く必要がないのか？・その時の機関員側の番手は体を向けるのか？顔を向けるのか？それとも火点に向かって姿勢を正したままなのか？足の向きは？・第2結合部から伝令位置に向かってと過去は指導していたが、ホースに沿って向かうで間違いないか？・伝令と機関の間に障害物がある場合、お互いの顔が見えればよいか？フロントガラスの中から見える場合は？ミラーとボディーの間から見える場合はOK？ <p>・ホースラインがそれた場合どのように行う？ 各番手の経路図を参照していただき、実施要領どおりに伝達してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ホースラインを無視して 伝令員が減点となる。P76⑱⑳参照 この場合、ホース延長不適の可能性もありますので申し添えます。・相対とは？ お見込みのとおり・伝令員について ホースラインが若干それたとしても、伝令員は機関員と相対できると考えます。詳しい図等あれば掲示ください。・その時の～

第30回全国消防操法大会の質疑について

機関員は火点に向かって姿勢を正している状態です。

- 第2 結合部について
実施要領の経路図のとおり
- 伝令と機関の間の障害物について
基本的に障害物が入ってくるようなことは無く、相対できると考えます。
詳細な図例等あれば掲示ください。

9 放水

放水停止線の手前で止まるのは、離れすぎたら減点になるか？例えば放水停止線から50cm以内等の決まりをされて審査されているか？

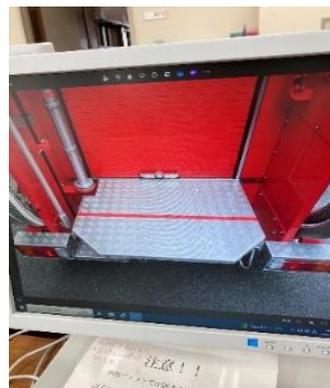
ご指摘の放水停止線の手前で止まり離れすぎたら減点や、放水停止線の〇〇cm以内に止まらなければ減点という基準はありませんので減点対象ではありません。

ただし、実施要領に第3ホース展張地点から「火点に向かっておおむね15メートル前進し」との記載がありますので申し添えます。

10 艤装

ポンプ車の機材のセッティング(4)でステップ後端(テールランプ含む。)を超えて板を設けることができ、その場合板の幅を車幅に合わせるとなっている。左の写真はアルミ縞板とコンパネを組み合わせた板である。中のポンプ車に板を取り付けているが、縞板部分のみ(テールランプの間にちょうどハマる長方形)を取り付けた状態では、テールランプを超え、後部に突き出た形になり、車幅に届いていないため使用できないという解釈で合っていますか？

また、右写真の縞板のカットは認められるか？



縞板のみで車幅に届いていない場合は、お見込みのとおり。

右の写真：安全管理上必要と認められる場合には、角をカットすることは認められるが、写真の艤装は、切断する必要がないと考える。

シャッター内への積載が可能ではないか？ホースが設定できない場合のみ、艤装が認められている。

第30回全国消防操法大会の質疑について

1 1	ホース
ホース展張要領について、実施要領P4 オ ホースの展張要領に「右足先でめす金具近くを押さえ」とあるが、はかま部分を外れて押さえた場合は減点になるのか？ (最初のホース設定で、めす金具側のホースがかなり長く、展張しようと肩からホースを下ろした際、ホースが長くはかま部分を超えて右足先で押さえた事例があり、質疑が出たとのこと)	
ホースの展張要領は、実施要領に記載のとおりです。	
1 2	1番員 (ホース修正)
指揮者の標的注水後、1番員が指揮者の一步後方にいたりとあるが、注水後の余裕ホースの形状が指揮者の右側等にズレた場合、その後における操法(筒先員交代、放水中止)の安全性に支障をきたすおそれがある場合でもホースの修正を行ってはいけないのか。 ポンプ車操法の場合、注水補助位置の観点から2番員が一步後方の位置を確保するために余裕ホースの修正は可能である(その後の安全性も考慮している。)が、小型ポンプ操法に関しても総合審査上の安全性を鑑み、極端に時間をかける行為でない場合修正を認めてはかがか。	
上段: 大会統一事項2 審査細目②の記載のとおり、ホースのよじれ等により著しく注水に支障がある場合には、ホースの修正は可能である。 下段: 小型ポンプ操法についても、著しく注水に支障のある場合と「伝達終わり」と合図する位置が取れない場合のみホースの修正は認められている。	
1 3	内容
審査の範囲について	
「操法審査要領」1 審査の範囲で『「操作はじめ」の号令から、解散までの間とする。』とあるが、「待機」から「乗車」までは審査対象とならないのか。	
審査対象外であるが、操法実施要領の記載のとおり乗車してください。	
1 4	審査細目について
(1) 共通事項⑩「極端な誇張」「不自然な動作」について 待機から乗車までで礼式どおりの動きは、これに該当しますか。	
待機から乗車まで礼式どおりの動きは「極端な誇張」「不自然な動作」に該当しない。	
1 5	第29回大会の実施要領から削除されていることについて
「乗車時、三点支持の励行」「下車時、窓から目視で後方確認、二段操作」「下車時、ドアは勢い任せで閉めず、最後までドアから片方の手を離さない。」の要領が削除されているため、実施の必要がないと解釈してよいか。	
また、実施する事で「誇張」となり減点対象になるのか。	
要領は削除されていない。操法実施要領どおりの乗車、下車をすれば減点対象となら	

第30回全国消防操法大会の質疑について

ない。

16 実施要領に記載以外の行為について

例えば、動きを合わせるための「かけ声」は減点になりますか。

実施要領に記載のない「かけ声」を出した場合は減点の対象となる。

17 姿勢について

折りひぎに準じた姿勢とは、どのような姿勢のことか。

消防操法の基準第8条器具操作の姿勢に、器具操作の姿勢については、次の要領によることを基本とする。(1)低い姿勢で操作を行うときは、折りひぎ又はこれに準じた姿勢をとること。されております。

※解説 低い姿勢で地上に置いてある器具を取扱うときなどは、原則として、左(右)足を一步ふみだして、ひざをまげ、腰を落とした折りひぎの姿勢をとる。折りひぎの姿勢は、立ち上がる際も容易であり、地上の器材を持ち上げるときに腰に無理がかからない。ただし、ホースの収納を行うときなどのように、必ずしもこの姿勢によることができないうときは、ひざを浅くまげ、腰をややかがめた姿勢をとる。

18 審査表について

「下車要領不適」とは、どのようなとき減点対象となるのか。

例：ドアから手を離して閉める行為は、総合審査表の安全性(操作の粗さ)で減点となるか。

操法実施要領の下車要領を遵守できていない場合は減点対象となる。

例で示されている事例では、各操作番手の下車要領不適での減点となります。

19 操法使用車両について

使用するポンプ車が、ポンプを作動させるときにサイドブレーキを引いた状態ではポンプが作動しないシステムとなっているため、サイドブレーキを引かなくても良いか。また、このときにサイドブレーキを確認のため触る必要はないか。

手順について

- 1 シフトレバーを P に入れる。
- 2 サイドブレーキを引く。
- 3 ブレーキペダルを踏みながらパーキングブレーキスイッチを押す。
- 4 シフトレバーを N に入れる。
- 5 サイドブレーキを下ろす。
- 6 ブレーキペダルを踏みながら PTO を入れる。
- 7 PTO ランプが点滅から点灯に変わることを確認する。(乗車後に行える操作はここまで)
- 8 「操作はじめ」の号令から「よし」と呼称後、サイドブレーキを触れる。
- 9 シフトレバーを D に入れる。

第30回全国消防操法大会の質疑について

※操作はじめの号令後の手順について統一を図る。

20 下車要領について

固定具等を両手でつかみ、下車する必要があるのか。

下車後のドア閉鎖時、2段操作でドアを閉じる必要があるのか。

ご指摘のとおり「両手でつかみ」や「2段操作でドアを閉める」記載はありませんが、三点支持を励行するとともに、ドアは勢い任せで閉めず、最後までドアから片方の手を離さないとありますので、操法実施要領の下車要領のとおり実施してください。

21 待機指揮位置について

要領(P35)の「3小型ポンプ操法の待機位置等」によると待機指揮位置は放口の中心から3メートルとなっているが、つま先までの距離3メートルで指揮待機位置をとると、開始報告後回れ右を行った際に、指揮者のつま先が伝令停止線を超えるが問題ないか。

また、つま先からかかとまでの間で3メートルあれば問題ないか。

問題なし。なお、29回大会質疑No.34にて、つま先かかといずれでも問題なしとの回答があります。

22 待機指揮位置について

要領(P35)の「3小型ポンプ操法の待機位置等」に記載の待機指揮位置について放口の中心から3メートル位置にマーキング等は無いものと想定するが、ずれの許容範囲はどの程度か。

また、審査員はどのように測るのか。

伝令停止線までが、2.55mであるためそれを基準に3mを確認している。許容範囲は定めない。

23 1番員の第3ホース結合後の姿勢を正した時点について

要領(P37)に指揮者は「1番員が第2ホースを延長し、第3ホースに結合して姿勢を正した時点で1番員に対し「放水はじめ」と合図し」とあるが、指揮者はすでに火点を向いているが、どのように「正した時点」を確認するのか。

1番員が「よし」などの発声は認められるか。その他、どのような方法をとることができるのか、また、推奨されるのかご教示ください。

指揮者が火点側を向くタイミングを工夫することにより確認する。特に推奨する方法はない。「よし」などの発声は認められない。

24 ホースの引き寄せについて

要領(P79)の審査要領審査細目(1)①において、「第3ホースを引き寄せる等の作業をする必要が」とあるが、何センチから引き寄せと判断されるのか明示願います。

何cm以上から引き寄せになると基準はありません。ホース結合要領の「ホース金具

第30回全国消防操法大会の質疑について

部分付近をおさえる」→「メス金具を両手で持つ」→「結合する」→「ハカマ部分を引いて確認する」→これが一定のリズムでできない場合は、一度ホースを引き寄せ、オス金具付近に置いた後、結合すること。

25 吸管補助員について

「おさめ」の号令後、吸管は防火水槽に投入したままにしておくのか、ポンプ後方の吸管伸長位置へ置くのかご教示ください。

操法実施要領に上記関する記載はございませんが、指揮者の「わかれ」の号令により、各隊員が一斉に挙手注目の敬礼を行い解散するまでは、吸管は投入したままでお願いいたします。

26 選手紹介の有無について

選手紹介の有無についてご教示ください。

また、ある場合はその要領について明示願います。

選手紹介はありません。

27 服装について

選手の活動服について旧基準のものを使用しても差し支えないかご教示ください。

操法審査要綱7出場隊の服装(1)「消防団員制服基準」に定める活動服等とするとの記載があります。この基準に適合しているものであれば使用可能です。

28 3番員について

・第一結合ホースの余裕ホースが取れない場合について、以下ご教示願います。

① エアー（形式的に余裕を取る動きをする）でも必要がありますか。

② ホースに沿って手を添える必要がありますか。

・3番員の第1結合ホースの余裕ホースが取れない場合とありますが、小型ポンプ吐水口の余裕ホースと考察します。2審査細目(1)共通事項②③を参照ください。

・納めの合図後のポンプ操作について、以下ご教示願います。

① スロットル操作及びバルブ開閉操作は、最後まで片手操作が基本となりますか。

② スロットル操作及びバルブ開閉操作を終えた際、両手で開閉バルブを閉める動きでも問題はありますか。

片手両手の記載がありませんので、いずれも可です。

29 セッティングに関して

①ホースの金具位置について、前回の県大会では不揃いと指摘を受けました。大会要項がどのような内容になるのかわかりませんが、何が、どのようになっていると減点の対象となるのかご教示願います。

県大会での基準は、県操法担当部署へご確認ください。

全国大会の基準は、おおむね実施要領の図のとおりとし、金具の向きについては一直

第30回全国消防操法大会の質疑について

線上にあればよい。【29回大会質疑No.6 1 参照】

30 1番員について、2番員について

ホース結合時の引っ張り確認の定義をご教示願います。

操法実施要領 8 操法実施上の基本的事項 (4)各操作要領

カ ホースの結合

ホースを結合するには、ホース金具部のおす金具がやや上を向くように右足先でホース金具部付近をおさえた後、ホース金具部のめす金具を両手にもってホースのおす金具にあわせ、結合環をまわし、又はめす金具をおしつけて結合した後、ハカマ部分を両手で引いて結合を確認する。を参照してください。

31 共通 士気の定義について

士気の定義についてご教示願います。

各総合審査表の※総合審査の解説（各項目の詳細）を参照してください。

32 3番員について

3番員への「放水始め」の伝令時停止要領について、左右どちらの足から停止しても良いのかご教示願います。また、要領に定めがないのであれば、減点の対象とならないと捉えてよろしいか。

消防訓練礼式の基準第29条の要領により指定なし。

33 出場隊の服装について（手袋）

各番手で異なる素材の手袋を使用した場合、減点の対象となるかご教示願います。（指揮者・1番員は革手袋、2番員・3番員は合皮及びゴム手袋など）

全国消防操法大会実施要綱7 出場隊の服装(4) (1)～(3)について出場隊（補助者含む。）ごとに斉一を期すこととなっている。

34 吸管補助員の立ち位置について

水槽の手前側／奥側どちらでも良いのかご教示願います。

吸管補助員の位置は、特に規定はありませんが、操法の障害とならないこと、安全に吸管を確保できる場所であれば、その位置は問いません。

35 検尺について

ポンプ真空（エンジン始動確認）のタイミングについて、明示願います。

検尺＝大会前日の事前資器材検査と考えます。検査の担当は審査員となりますので、当日指示に従ってください。事前検査時にエンジンの始動はありません。検査終了後、ポンプ業者による点検整備を受けていただきます。その際、必要に応じてエンジンを始動させることになります。

第30回全国消防操法大会の質疑について

36 乗車について

全国の要領は、三点支持の明記があるが、県の要領にはない。県では特に決まりのない動作として捉えてよいか？また、ドア開放は操作なので開脚で間違いはないか？

全国の基準と県での基準は別となります。県の実施要領にては、県操法担当部署への確認をお願いいたします。全国の要領での乗車については、開脚でも開脚でなくてもどちらでも良い。

37 第1線延長（4番員）

「ストレーナー側に重心をかけ「よし」と合図し、③と歩調を合わせて、左足から2歩半で、吸管投入に便利な位置まで進み、③の投入合図「よし」で右足を半歩前に踏み出し吸管投入の補助をする。」とあるが、重心をかけている時はストレーナー側を向いて「向きを変えて」などはなく「2歩半で・・・進み」とは横移動するのか？一度水利側を向くのか？また、ストレーナー側を向いている時に「③の・・・右足を半歩前・・・」の前は体の向きに対して前と考えれば2歩半の時の体の向きと同じか？

統一事項(2)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項⑤吸管搬送時、体の向きはストレーナー側とし、顔の向きは水利側とする。

38 ホース延長（2、3番員）

第2ホースを搬送に便利な位置に置き、第1ホースを結合後に第2ホースを地面から左肩に担ぐが、担ぎ方は実施要領どおりの右手でメス金具部を保持して左肩に担いだ後、に左手に持ち替える動作が必要か？

実施要領 8 操法実施上の基本的事項(4)各操作要領
エ ホースの搬送要領のとおり

39 車両の設定

ポンプ車を定位に設定する際に目印などの道具を使用して車両を設定してよいか？

目印や道具を使用して車両を設定しても構わない。ただし、操法開始前までには取り外すこと。

40 ホース積載部

写真のような艤装をしてよいか？



第30回全国消防操法大会の質疑について

艀装が認められる条件は積載スペースを確保できない場合のみです。

①艀装をしなくてもホースを置いて30cmの確保が出来るのではないのでしょうか。
(木材の板が縞板の内側に収まっている。)

②車両後部シャッター内に置けるのではないのでしょうか。

実施要領の記載のとおりどうしても積載スペースが確保できない場合のみ艀装が認められます。実際にホースを置きメジャーにて寸法の確認をお願いいたします。

4.1 送水準備

吸口コックを操作した後、開脚の状態から右に向きを変えて一步左足を踏み出したなら「いたり」になり、減点にならないか？

操法実施要領の記載のとおり実施してください。

吸口に面し左向け止まれの要領(開脚)で止まり、吸口コックを全開し真空ポンプレバーとスロットルバルブが同時にさわれる位置にいたり～次いで右足を横に開き～と記載がある。

4.2 機材のセッティング(小型ポンプ)

資料35ページの3 小型ポンプ操法の待機位置等において吸管バンドの取付け位置について結合金具から60センチ、また吸管バンド間は1.5メートルと図に記載されているがこの距離はバンドのどの位置からどの位置までを指すのかご教授願いたい。

概ねバンドの中心からの距離とする。

4.3 小型ポンプ 指揮者、1番員

筒先員交替で1番員がプレイパイプを握った後、右足を踏み込んでくる(取手を握りにくる)前に左足を斜め後方に半歩下げなければならないのでしょうか。逆に言うと、1番員はプレイパイプを握った後、指揮者が左足を斜め後方に半歩下げてから右足を1歩踏み込む(取手を握る)操作をしなければ減点になるのでしょうか。

(1) 1番員が指揮者の斜め前方にいたる

↓

(2) 指揮者が左手をずらす

↓

(3) 1番員が指揮者のずらした左手付近を握る

↓

(4) 指揮者は1番員が左手を握ったら左足を半歩下げる

↓

(5)-指 指揮者は左手を離すと同時に右手と腹部で確実に保持する。

↓

(5)-1 1番員は右足を指揮者の右足近くに踏み込み同時に右手で取手を握り基本注水姿勢を取り、「よし」と合図する

↓

(6) 1番員の「よし」で右手を離し、右足を一步後方に引く

第30回全国消防操法大会の質疑について

※なお、統一事項（4）小型ポンプに関する事項⑦及び⑧のとおりであるため参照すること。

44 小型ポンプ 指揮者

筒先員交替後、①後方付近のホースをまたぎ火点指揮位置に火点に向かって停止し、火点の状況を監視するとありますが、ホースの接地部分をまたがなければ減点になるでしょうか。また、標的を向いて停止してもよろしいでしょうか。

実施要領に「①後方付近のホースをまたぎ」とあるため、ホース接地部分をとおり指揮位置に移動する。また、「火点に向かって停止し、火点の状況を監視する。」とあり、過去質疑に、火点に向かってとは、火点の方向の意です。との回答がありますので、指揮者の体の向きは標的ではありません。

45 共通 小型ポンプ①、ポンプ車 ②③

第1結合後、折りひざ又は折りひざに準じた姿勢で第2ホースを左肩にかつぎ、第1ホースのおす金具を右手に持ち腰につけた後、展張ホースの左側に沿って延長し、火点に向かって前進するとありますが、両手に物を持っている状態なので、おす金具を右手に持ち、立ち上がりながら腰につけた後、発進する又は、おす金具を右手に持ち腰につけた後、立ち上がりながら発進するといった動作の流れに沿った操作でよろしいでしょうか。

お見込みのとおり。

46 共通 小型ポンプ②、ポンプ車③

とび口搬送経路について、延長ホースの左側に沿って最短距離で破壊地点にいたりありますが、経路図に示されているように、とび口を抱えて発進し、まずは第2結合部まで最短距離で走り、延長ホースに沿うような経路でよろしいでしょうか。また、ポンプ車③の第2線延長始めの経路も第2結合部までホースに沿うといった経路でよろしいでしょうか。

お見込みのとおり。実施要領の搬送経路図のとおりです。

47 小型ポンプ 2番員

吸管控綱をとりはずして右脇に置き、右手で控綱の根本と末端を持ち・・・とありますが、吸管控綱を右脇に置いた際、一旦完全に吸管控綱から手を離してから末端を取らなければならないということでしょうか。若しくは、吸管控綱をとりはずす際、末端は握ったままの状態での後の操作をしてもよいのでしょうか。

吸管控綱を右脇に置く際は末端を持ったままでも良い。その後投入しようと立ち上がる時には控綱の根本を持つ。

48 小型ポンプ 2番員

③の吸管結合の補助を行い、③の「よし」の合図で両手両足を吸管から離し・・・と

第30回全国消防操法大会の質疑について

ありますが、同時に両手両足を離し、吸管を置く動作は必要ないとの解釈でよろしいでしょうか。また、先に両足を離した後、吸管を置いてから両手を離すといった動作は減点になるでしょうか。

同時に離す記載はありません。質疑内容の離し方について、「よし」の合図の後であれば減点対象ではありません。

49 共通 小型ポンプ②③、ポンプ車④

吸管を吸管投入に便利な位置に搬送する際、右手は下から、左手は上から吸管を左腰部に持ち上げ・・・となっていますが、右手の甲は下、左手の甲は上を向くように持たなければ減点となるでしょうか。若しくは吸管の保持が確実になされる持ち方であれば、手の甲の向きは問わないでよろしいでしょうか。

実施要領には甲の向きに関する記載はないので、実施要領どおり右手は下から左手は上からで持ち上げてください。

50 共通 小型ポンプ①②、ポンプ車 ②③

第29回全国消防操法大会の質疑63の回答について、「機関操作員と伝令員の間に車両等の障害があり、相互に見えない状況は認められないが、見える状態であれば相對していればよい。」とされていますが、質疑の(1)～(4)の例示について回答触れていないため否定なのか、(1)～(4)いずれでもよいという解釈でしょうか。

(1)～(4)の各回答については、29回の回答(見える状態であれば相對していればよい。)の解釈で良いと考える。相對しているため、体の向きや顔を向ける必要はないとの解釈である。

51 共通 小型ポンプ②、ポンプ車③

とび口をポンプ側から破壊地点へ搬送する際、とび口柄中央部を左手に持ちとありますが、収納時には明記されていないので、収納時は必ずしも左手でとび口柄中央部を持つ必要はないとの解釈でよろしいでしょうか。

収納時左腋下に抱えとの記載があるので、実施要領のとおりとする。

52 ポンプ車 3番員

第2線放水開始の伝達経路について、4番員の方向に直進しとあるので、ホース右側に沿う必要はないでしょうか。

第2結合部付近をまたいだ後であれば、お見込みのとおり。
伝達経路については、操法実施要領及び伝達経路図に記載のとおり。

53 共通 撤収(吸管)

- ・納めの時に吸管は、水槽から出してよいか？出さずにそのままとするのか？
- ・吸管を出す場合は、どこに置きますか？

第30回全国消防操法大会の質疑について

吸管の撤収は、おさめではなく「わかれ」の号令後となります。吸管の出す位置等は、操法終了後に係員の指示に従ってください。また、前回大会同様に選手団等の行動要領を作成します。この行動要領に詳細を記載いたしますので、後日確認をお願いいたします。

54 撤収（車両）

・車両を撤収する時に吸管はどのようにしたら良いですか？

30回大会質疑No.53と同様。現在の予定では、操法終了後、吸管は伸ばしたまま出場隊員等が保持し車両を走行させポンプ車保管場所へ自走してもらいます。その後、ポンプ車保管場所で排水や撤収作業を実施していただきます。詳細については、後日行動要領にて確認願います。

55 撤収（ホース）

・ホースを撤収する際にホースの水は入っている状態で撤去しますか？
・1線ずつの撤収で問題ないでしょうか？

30回大会質疑No.53と同様。

ホース3本は結合されたままで水を抜いた状態で撤収場所に搬送予定です。1線ずつの撤収を予定しています。後日行動要領に詳細を記載しますので確認願います。

56 小型ポンプ（吸管）

全国消防操法大会要領 P81 に「吸管バンドが吸管に残ったまま操作すると減点」とありますが、日本消防協会HPより令和4年度全国大会の動画を見ると出動隊はほぼ吸管バンドが吸管本体に取り付けて離れない状態であり、「ワンタッチ式吸管バンド」を使用しているように見受けられます。

〇〇町消防団でも「ワンタッチ式吸管バンド」を使用しているのですが減点になるでしょうか？

吸管バンドの取り外しは、確実にするものとし、取り外したバンドが吸管上に残ったままで吸管操作を行った場合は減点となる。これは、吸管を丸めた状態を解除する際、バンドが吸管上に残らないようにするということである。したがって、吸管本体に取り付けたバンドは外れない状態である。また、吸管バンドにあっては、統一事項（4）小型ポンプに関する事項③吸管バンドは市販されているバンドとする。（マジックバンドは不可）

57 小型ポンプ（吸管）

吸管パッキンが劣化により取り替えようとしたところ、いくつも種類があり、厚さも異なるようです。

要領を確認しましたところ、厚さについては特に記載はないようですが、問題ないでしょうか？

納入時と同じ厚さのものを使用すること。

第30回全国消防操法大会の質疑について

58 小型ポンプ（放口）
〇〇町ではトウハツの4ストロークの小型ポンプを使用しており、放口がななめ下向きなのですがOKでしょうか？ 令和4年度全国大会出動隊はほぼ斜め下向きでしたが… なお、小型ポンプの上部が出っ張っている形状なのですが、枕木との距離50cmを計測する場合は「最端部から」なのか「足元から」なのかどちらでしょうか？
エルボ型根元媒介金具の使用は認められています。なお、上からの投影で吸口に対し90度であることが必要です。 枕木の距離は、最端部から50cmとなります。
59 小型ポンプ（吸管）
特にメーカーの指定はないようですが、操法に使用するホース3本のメーカーがバラバラでも問題ないでしょうか？例えば、指揮者の1本はキンパイ 1番員の2本はヨコイ また、ホースを巻き上げた時に「おす金具」と「めす金具」との距離は指定がありますか？
操法実施要領に記載のある消防用ホースであれば使用可能です。 操法実施要領に金具間の距離の指定はありません。
60 大会実施要領（統一事項）
停止線等の足の例示図において「良い例」として線から離れている例もありますが、具体的な距離はあるのでしょうか？
具体的な距離の記載はありませんので、例図を参考とし、実施要領どおり実施してください。
61 ポンプ車 3番員
ポンプ車操法3番員 「①の第2線延長始め」後の動作について とび口を置く動作は低い姿勢（ひざを曲げ折膝に準じた姿勢）になり、とび口を置く動作が一般的だが、とび口を置いた後は、上体だけを起こした低い姿勢（ひざを曲げた状態）のまま後方に向きを変え、発進しても減点にならないと解して良いか？
質疑中の動作で発進した場合減点となります。実施要領に記載のとおり「身体を起こして後方に向きを変えて発進」で実施してください。 とび口を置いた後、 体を起こし = 左足前で一步踏み出した姿勢（前後開脚の姿勢） 後方に向きを変え = 両かかとで右回りに回り、 発進 = 両手を腰に当てて（節度あり）から走り出す となります。
62 共通事項
終了報告及び解散時の相対について 各隊員（ポンプ車操法の部①～④、小型ポンプ操法の部①～③）は、〇指に向きを変え

第30回全国消防操法大会の質疑について

ず（半ば右（左）向け（右）左）に報告及び敬礼を行うと解して良いか？（減点とならない。）

質疑中の終了報告は、点検報告のことではないかと思えます。点検報告及び解散時に各隊員が指揮者に対して体の向きを変えても変えなくても減点対象ではありません。

なお、身体の向きを変える変えないを指定しておらず、どちらで実施しても良いという見解です。

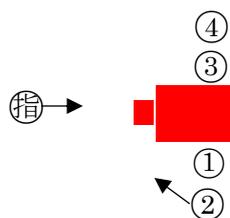
6.3 相対について

ポンプ車・小型ポンプともに、点検報告の際の各隊員の動きについて、実施要領には「～①から④（③）まで順次指揮者に相対し～」となっており、統一事項（2）ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項⑳においても「各隊員は指揮者に相対し、指揮者は各隊員の報告に頭を動かし受領する」旨記載されています。

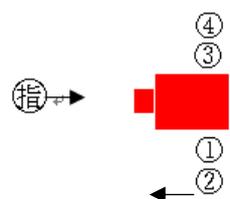
ここで相対の解釈ですが、指揮者含み各隊員が待機位置につき服装点検等を終えた時点で、指揮者と各隊員は既に相対していると考えられますがいかがでしょうか？

その場合、その後の点検報告の際の各隊員の動きについてご教示をお願いします。

① 指揮者に対して向きを変え（半ば右（左）向け）、報告する。



② 向きを変えず報告する。



質疑中の①②どちらかの指定はなく、①②どちらで実施しても構わない。

6.4 ポンプ車 2番員

注水補助姿勢について、操法実施要領には「右足を1歩踏み出し、膝をやや曲げると同時に体重を前方におき、放水角度に影響を与えないように両手でホースを腰付近で保持した姿勢で注水補助を行う。」と記載があります。第30回全国審査員研修会では注水補助姿勢時、放水角度に影響を与えないよう、右手は上からホースを押さえるように保持すること。とのご説明がありました。

このことは、要領に記載のないことですが、右手は上から押さえずとも両手でホースを腰付近で保持していれば問題ないですか。

両手で腰付近でホースを保持していたのでは放水角度に影響を及ぼすことはやむを得ないように思いますが、腰付近でホースを保持することに限定しなくてもよいのではな

第30回全国消防操法大会の質疑について

いでしょうか。

「右足を1歩踏み出し、膝をやや曲げ、体重を前方におき、放水角度に影響を与えないように両手でホースを確実に保持した姿勢で注水補助を行う。」というような要領の方が適当ではないでしょうか。

第30回大会審査員研修会時に右手を支点にする等の説明がありましたが、実施要領には上から下からの指定はありませんので実施要領の記載のとおり実施してください。

65 共通 放水

送水圧力は0.4MPa以下（真空時及び筒先閉鎖時、一時的にゲージが圧力0.4MPaを超えてもよい）と要領に記載されています。

第30回全国審査員研修会では、「計器の振れについては、振れの中心で圧力の確認をする」（統一事項③）ため、一時的に圧力が0.4MPaを超えてもよい、とご説明されました。放口を開いてからすべての時点でこの統一事項記載のとおりというような説明であったように思います。

念のため確認させていただきます。放口を開いてから火点標的を落とすまでは0.4MPaを一時的であっても超えてはいけないと認識していますが、計器の振れの中心が0.4MPa以下であれば、どの時点であっても問題ないのでしょうか。

お見込みのとおり。

66 ポンプ車 2番員

注水補助姿勢について、操法実施要領には「右足を1歩踏み出し、膝をやや曲げると同時に体重を前方におき、放水角度に影響を与えないように両手でホースを腰付近で保持した姿勢で注水補助を行う。」と記載があります。第30回全国審査員研修会では注水補助姿勢時、注水角度に影響を与えると減点となるというご説明がありましたが、審査細目（2）ポンプ車③には「注水補助に伴う筒先からの放水方向については、左右に1m以上ぶれた場合は減点する。（「注水姿勢不安定」）」との記載があります。

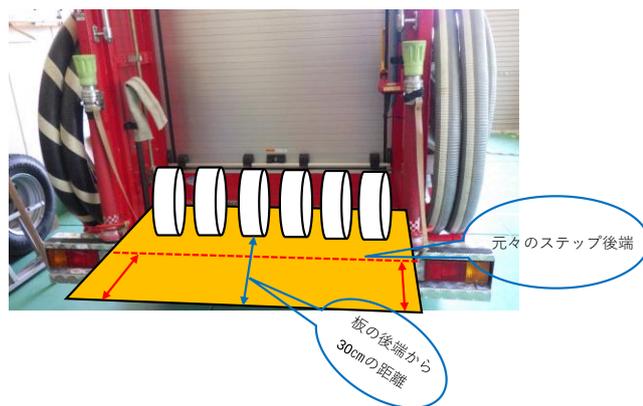
これらの記載内容と研修会での説明から、注水補助に伴って、注水角度が上下にぶれた場合は、1番員の減点はなく、2番員が注水補助不適として減点されるのでしょうか。

注水補助に伴う上下のぶれは減点対象ではありません。

67 ポンプ車 資器材

工作が必要な車両のホース積載について、板の後端からメス金具までの長さが30センチとなるように板を作成し、図のように設置し、元々の車両ステップ後端を板が超えてしまう場合、ホース6本を置かない状態でも板が跳ね上がらずに、安全に操法が実施出来るのであれば、工作した板が車両ステップ後端を超える長さに規制はないと考えてよいでしょうか。（図の赤矢印の部分）

第30回全国消防操法大会の質疑について



工作については、統一事項(3)ポンプ車に関する事項③に 30cm以上との記載がありますが超える長さの規制はありません。また、写真の艤装で超える部分については、実施要領ポンプ車操法2機材のセッティング(ポンプ車) (4)の板の幅を車幅に合わせる必要があります。

また、艤装が認められる条件は積載スペースを確保できない場合のみです。写真の車両についてはシャッター内に積載が可能ではないかとも思いますので、シャッター内の状況を確認していただき、実施要領の記載のとおり積載スペースが確保できない場合のみ艤装が認められますので申し添えます。

68 共通 その他

第30回全国消防操法大会操法実施要領、操法審査要領における審査指針2について、「不確実な操法についてのみ減点を行い、特に決まりのない動作、行動からは減点しない。」となっております。一方で審査細目⑰には「実施要領に記載のない逸脱した行為があった場合は、前後の動作を含めてそれに相応しい項目で減点する。」となっております。これらの内容は矛盾するように思います。第30回全国審査員研修会では審査表のチェック項目は幅が広いため、合致する減点項目がない場合もある。というようなご説明であったと思います。しかし、操法審査は要領記載とおりの動きができていないかを審査するシンプルなものではないでしょうか。要領に記載のない動作については、その安全性や士気、規律や敏しょう性で判断するものではないでしょうか。第30回全国消防操法大会での審査においても、要領に特に決まりの無い動作であっても、行動審査の減点対象となるのでしょうか。

特に決まりのない動作、行動にあっては減点の対象とはならない。

69 共通 その他

消防操法実施要領8操法実施上の基本的事項(5)その他ア「……にいたり」とは……と、説明はありますが、実施要領中の操作姿勢を要求するのであれば「……でいたり」ではないでしょうか。本来、「……にいたり」とは「……に到着し(行って)」という意味であり、実施要領中の姿勢を説明するならば(5)その他【ア操法実施要領中「……いたり」とは指定の場所に位置すること、なお基本の姿勢から……】の説明が適当ではないでしょうか。御教示ください。

第30回全国消防操法大会の質疑について

実施要領中の全ての「…にいたり」の前には特定の場所の記載がありますので、(5)その他アの説明も記載のとおりとします。

70 ポンプ車 2番員

ポンプ車操法の「下車」について、特に2番員の下車についてはタイムが影響してくるため、どうしても迅速性が要求され、同時に危険性も生じます。2番員の審査表の下車の審査項目に「下車要領不適」がありますが、ドアの2段操作以外に詳細な要領説明がありません。飛び降りについては当然安全性に係ってきますが、乗車時同様に3点支持の必要性はあるのでしょうか？また、それが審査の着眼点になるのでしょうか？御教示ください。

操法実施要領に下車について「3点支持」や「3点支持を励行すること。」等の記載はありません。操法実施要領に記載のとおり下車してください。また、統一事項(3)ポンプ車に関する事項②に、「下車時の体の向きは火点側、車体側のいずれに向いてもよい。」との記載がありますので申し添えます。

71 ポンプ車 2番員

実施要領8 操法実施上の基本的事項(4)ク注水補助姿勢において「・・・両手でホースを腰付近で保持した姿勢」とありますが、第29回大会審査員研修会での説明では「左手は腰部付近、右手はホースを上から押さえるように保持」との説明がありました。1番員の「第2線延長始め」の復唱に2番員が「よし」と呼唱後、ホースを離れた際に1番員が筒先を堅固に保持していても注水角度に「ぶれ」が生じることが多く、また、その補助姿勢自体も自然な姿勢とは言いがたいと考えます。(ただし、令和5年度版消防団幹部実務必携75ページには空ホースで図示されている)反動力があるので注水補助の重要性を示しつつも、右手はホースを上から押さえることなく、左手は必ずしも腰付近ではなく、筒先結合部からのホースの角度によって自然な形(姿勢)がより安全で実践的ではないのでしょうか？御教示ください。

操法実施要領のとおりとする。なお、注水補助時の放水の上下の「ぶれ」は減点対象ではありませんので申し添えます。

72 共通 機関担当員

ポンプ車操法実施要領の第1線延長4番員(2)送水準備で「次いで右足を横に開き余裕ホースに配意した後、」とあります。第29回大会審査員研修会のポンプ車操法実技説明時には、右足を横に開くというのは左足を軸(第2線は逆の足)に横を含め前後も可との説明がありました。延長形状によっては余裕ホースに配意する際、横に開くだけでは配意不可能な場面があります。余裕ホースに配意することが目的であり、実践的には配意のために開く足は横でも前後でも可能と思慮されます。実施要領中には「横に開き」としか示されていないため、統一事項に「前後も可」との明記を希望します。

ポンプ側の余裕ホース配意は、ホースの延長状況等により、横でも前でもどちらでもよい。

第30回全国消防操法大会の質疑について

73 ポンプ車 2番員

第29回全国大会質疑16「ポンプ車 注水補助」

Q 「注水補助で、ホースを腰部まで上げた際、注水位置が上下左右1m以上ぶれた場合の減点は、何番員の減点になるのか。」

A → 第29回全国消防操法大会統一事項2審査細目(2)③

「注水補助に伴う筒先からの放水方向については、左右に1m以上ぶれた場合は減点する。(注水姿勢不安定)」

第30回全国消防操法大会統一事項2審査細目(2)③も同様(変更なし)

「この注水補助に伴う」とは、2番員がホースを腰部まで持ち上げるところから、ホースを離れた後までをいうのか?

また、注水補助の2番員がホースから手を離すときには、腰部から手を離すのではなく、器具愛護の観点から、地面(近く)でホースから手を離す必要はないか?

注水補助は「伝達終わり」から第2線延長始め「よし」と呼称しホースを離すまでとし、ホースの離し方は操法実施要領のとおりとする。

実施要領にホースから手を離す場所の明記ありませんので、腰部から地面近くからのどちらでも可能です。

74 大会実施要領 隊員

8操法実施上の基本的事項(3)指揮者及び隊員について「ウ延長ホース(第1ホース、第2ホース)に、送水に著しい障害を及ぼすようなよじれ(例図参照)がある場合は、「放水始め」の伝達を行う前に修正しなければならない。」の例図のうち、よじれの図が半回転から1回転に変更となった件について、統一事項2審査細目(1)⑤で「通水前に火点側余裕ホースに半回転等のよじれ等が多少あっても減点しない。」により、火点側余裕ホースについては減点しないが、各ホース展張要領において半回転のよじれがあっても減点しないのか。また、半回転のよじれがあっても「放水始め」の伝達前に修正しなくてもよいのか。この場合、安全管理及び操法指導上問題はないのか。同審査細目(1)⑱「第2ホース延長の際は、おす金具を腰に付けた後に左手を体側から腰にあげるものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。」が操法動作を厳格に審査しているのに対してホース展張に対して鷹揚すぎるのではないのでしょうか。

ご指摘のホース延長については、操法実施要領8操法実施上の基本的事項(3)指揮者および隊員について ウ 延長ホース(第1ホース、第2ホース)に、送水に著しい障害を及ぼすようなよじれ(例図参照)がある場合は、「放水始め」の伝達を行う前に修正しなければならない。との記載があります。

各伝達員が「放水始め」の伝達のため、機関員へ向かって走っている途中に減点対象となるよじれ等(送水に著しい障害を及ぼすようなよじれ)を修正することになっています。放水始めの前までには、減点対象となるよじれ等は修正されている状態であると考えます。

第30回全国消防操法大会の質疑について

75 ポンプ車 その他

令和4年9月28日付けで公益財団法人日本消防協会から連絡のあった「ポンプ車のホース積載にかかる工作及び現状変更等について」の①に、【ステップ後端より30センチメートル以上離れた位置にホースが1列に並べられるにもかかわらず、ホースを車両後方に近づけるため、新たに板、台等を設置する工作は認めません。】とあるが、車両配備時から車両後方に台を引き出せるような構造が備え付けてある車両であった場合、操法大会用に新たに板、台等を設置するわけではないので、ステップ後端より30センチメートル以上離れた位置であれば、その台を引き出した状態で、その台の上にホースを1列に並べて設置してもよいか。※写真については、別紙参照。



この艤装が車両配備時（納車時）からの艤装であれば使用しても構わない。

76 ポンプ車 定位

指揮者の立ち位置（監視位置）がどのくらいずれると減点になるのでしょうか？また、各番員の監視をしても、してないと判断される範囲（頭の振り幅）はどの程度なのでしょうか？

立ち位置は伝令停止線を基準に確認している。〇〇cm以上のずれを減点とするような定めはありません。また、監視についても頭の振り幅の定めはないので、操法実施要領の記載のとおり実施してください。

77 大会実施要領 ホース

統一事項1.(2).⑱に、「ホース展張、ホース結合離脱、筒先結合離脱時の足先とは、土踏まずにかかってもよいものとする」となっているが、土踏まずのどの程度までかかっているのか？

土踏まずの程度について定めはありません。（大会統一事項⑱）

78 共通 ホース

ホースのよじれを確認するタイミングは、第2・3ホース結合後、4番員に伝達しに行く時しかないかと思うのですが、オス金具を持ったまま後方確認をしてもいいのでしょうか？

実施要領の記載のとおり実施してください。実施要領にオス金具を持って後方確認するとの記載ありません。操法実施要領8操法実施上の基本的事項(3)指揮者および隊員に

第30回全国消防操法大会の質疑について

ついて ウ 延長ホース（第1ホース、第2ホース）に、送水に著しい障害を及ぼすようなよじれ（例図参照）がある場合は、「放水始め」の伝達を行う前に修正しなければならない。との記載があります。ご指摘のとおり伝達に走り出した時に確認することになります。

79 共通 ホース

折り膝の姿勢を取った時に、膝でホースを踏んだ（当たった）場合も、踏みつけによる減点となる解釈でよろしいでしょうか？

統一事項(2) ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項の ⑬ ホースに足が触れた程度では蹴飛ばしとはみなさない。又、スロットル調整時、ホースに接触してもよい。（20回）との記載があります。統一事項を参考に判断してください。

80 共通 1.2.3 番員

折り膝に準じた姿勢とは、地面と膝の距離ほどの程度をさすのでしょうか？

地面と膝の距離については定めがありません。

81 ポンプ車 2番員

第一線目のホース保持のさい、腰部付近でホースを保持は、ホースを腰につけますか。それとも腰付近にホースをつけますか。

実施要領の注水補助姿勢に記載のとおりです。

82 ポンプ車 4番員

全国統一事項⑩の筒先閉鎖時は、第一線延長時、一番員が筒先を開放するまでは、一時的に 0.4Mpa を超えても良いと記載されていますが、筒先開放と圧力ゲージを同時にどのように審査されるのですか。

統一事項⑩には、「真空時及び筒先閉鎖時、一時的にゲージが圧力 0.4Mpa を超えてもよい。」と記載されています。

ご指摘のあった1番員が筒先を開放するまでは、一時的に 0.4Mpa を超えても良いではなく、一時的に 0.4Mpa を超えても良いのは、⑩に記載のとおり「真空時及び筒先閉鎖時」のみとなります。

83 ポンプ車 1.2.3 番員

ポンプ車後部6本のホースは、全て平行に置かないといけないのですか。少し斜めに置いても構わないのですか。

操法実施要領の機材のセッティング（ポンプ車）に記載のとおり設定してください。ホースについては、「めす金具が手前になるよう6本のホースを1列に並べ、～」となっていますので、斜めに置くことは不可とする。また、実施要領のBD型、CD型の外観図も併せて確認してください。

第30回全国消防操法大会の質疑について

84 ポンプ車 全て

総合審査表（ポンプ車）の敏しょう性で、タイムに関係しないところでの手抜きは減点になりますが、タイムに関する所であれば、動作の鋭さ、流れを総合審査し、節度は記載されていないため、重視する必要はないのですか。

総合審査表の1規律、節度の審査項目があります。実施要領8操法実施上の基本的事項(1)全般的事項ウに、節度正しく行うことと記載されていますので、節度のある行動は必要です。

85 ポンプ車 4番員

全国消防操法大会統一事項 No. 34 機関員が余裕ホースを配意する場合は、一旦火点に向いて、姿勢を正し、右(左)足を横に開き、配意することとなっているが、4番員の送水準備後余裕ホースに配したのち再び火点に向かって姿勢を正し、放水開始の伝達を待つとなっています。この場合、火点に向かって姿勢を正すのが、余裕ホースを配意した後となっていることと、再び火点に向かって姿勢を正し、となっているが、最初に火点に配意したのはいつでしょうか。

統一事項(2)④に「機関員が余裕ホースを配意する場合は、いったん火点に向いて姿勢を正し、右(左)足を横に開き配意すること。」余裕ホースに配意する前に火点に向かって姿勢を正しとありこの部分が該当します。

86 ポンプ車 下車

乗り込みは3点支持を励行すること」とあるが、下車する際には記載がない。これは、操作始め以降の下車時は、動作の流れに沿ってよいのか？

操法実施要領の記載とおりに実施してください。

【第30回大会質疑No.15、18、20、70に下車についての質疑がありますので参照してください。】